

平成30年9月5日開催

第15回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時25分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） 定刻前ですけれども、皆さんお集まりですので、これから農業委員会総会を開会したいと思います。

それでは、ご挨拶のほうを今井会長からよろしく願いいたします。

○会長（今井 徳） 農業委員の皆様、こんにちは。台風21号が昨日通り過ぎまして、いろいろ被害が出るのかななんて心配しておったわけですけれども、被害報告は。

○事務局 ほとんどないのです。

○会長 ないですか。

○事務局 はい。

○会長 そのようなことで一安心ということですが、でも、直撃した関西の大阪のほうは、大分被害を受けまして、いろんな多方面で支障を来しております。とにかく命が一番大事なので、命だけは落とさないように。屋根の修理していて、風に吹かれて落ちて亡くなった方もおられます。そういうときにはくれぐれも注意をしていただきたいと思います。

きょうは、第15回の農業委員会総会ということで皆様にお集まりいただいたわけですが、その農業委員さん、みんな役員になっているのですけれども、高崎市の公害対策委員会の役員会ということで、この総会終了後、また続けて行うわけですが、よろしく願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

○事務局長 どうもありがとうございました。

ただいま会長からご案内があったとおり、総会后、公害対策委員会役員会を開催いたしますので、そちらのほうよろしく願いします。また、皆様のところ、「心にググッとぐんま」と書かれた封筒を、群馬県西部農業事務所から書類が来ておりますけれども、急遽、西部農業事務所のほうから、昨日、農業委員さんが集まるということで、農地の集積について少しご説明を申し上げたいということでお話がございまして、皆様には突然のお願いで申しわけないのですが、公害対策委員会が始まる前に、ちょっとの間、耳を傾けていただければと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですけれども、議事の進行につきましては、会長からよろしく願いいたします。

○会長 それでは、これより始めたいと思います。

第15回農業委員会総会をこれより開催いたします。

委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、15番、塚越勤会長職務代理から欠席との連絡がございました。いつまでかかるか、早く治して早く顔を見せていただきたいと思いますというわけでございます。そんなわけで、本日の出席委員は25名のところ24名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。

以上で諸般の報告を終わりにいたします。

続きまして、議事録署名委員の指名を行いますけれども、指名してよいか皆様に伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号4番の佐藤勲委員さん並びに22番、吉田松代委員の両名を指名いたします。なお、書記については、事務局の関口主任主事を任命いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事のほうへ入ります。

なお、発言される場合には挙手の上、議席番号と氏名を述べてご発言をお願いいたします。また、携帯は鳴らないようにしておいてください。お願いします。

それでは、議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容につきましては、表記上、不明でございますが、登記上は売買、転用目的は宅地でございます。昭和46年9月30日許可、許可番号につきましては不明でございます。変更の理由につきましては、当初計画者が転用を実行する前に亡くなってしまったためとのことでございます。変更後の契約内容は賃貸借、目的は工事用地でございます。鉄塔の建て替え工事に伴い作業場として申請地を借り受けたいとの申請でございます。なお、関連案件といたしまして、議案書は23ページ、議案第5号5条許可申請ナンバー45が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けいたします。

異議がなければ承認してよいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は贈与、申請地を父から譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯からの申請でございます。

2番 契約内容は使用貸借、経営移譲をした農地の設定期間が満了するため再設定したいという同一世帯内の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借り受けている申請地を取得して耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては5件でございます。この5件につきましては、別紙で配付いたしました農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられることをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。それでは、これより審議に入ります。

質疑を受けます。

これとってなければ、許可してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1については事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 営農型発電の設定期間が満了するため再設定したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございます、設定期間が定められております。平成30年10月22日から平成33年10月21日までの3年間でございます。

それでは、別添、農地法第4条許可申請ナンバー1審議資料をご覧ください。

すみません、説明に入る前に申しわけありませんが、営農計画書の追記がございます。後ろから3枚目、ページで17ページと記載があるものです。こちらの一番上、(2)、営農に必要な農作業の期間の表なのですが、3年間の作付計画の中で2年目の計画が抜けております。計画的には1年目と同じ計画となっておりますので、追記のほうをお願いいたします。1年目と同じく、2年目の9月に播種を入れていただきたいと思いま

す。9月に播種、10月に作付になります。10月作付になりまして、3年目に入りまして、2月に追肥をご記入ください。6月に収穫となります。申しわけありませんでした。よろしくお願ひいたします。

それでは、説明に入ります。1枚目は、位置図でございます。図面を横にして見ていただきますと、上が北となります。図面中央の黒い丸印の箇所が申請地でございます、群馬の森から東に約500メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面の方向が変わりまして、縦に見ていただきますと、上方向が北となります。中央にある黒い丸の箇所が申請地でございます。

申請地周辺の状況ですが、東側には青地の広がりがありますが、申請地は老人福祉施設や工場に囲まれている白地の農地になっております。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面を縦に見ていただきますと、上が北となります。図面中央の赤く縁取られている場所が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北と南が畑、東が雑種地と畑、西が市道になっております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目は土地利用計画図になっております。更新の申請になりますので、申請地には本図面のとおり、太陽光パネルが設置されております。緑色に塗られている部分が太陽光パネルとなります。なお、白くなっている部分は、パネルとの間隔が約60センチほどあいているため、直射日光が入る形となっております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルを支える架台の支柱図面と立面図になっております。支柱の面積1.76平米が今回の一時転用の面積でございます。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2.0メートルと通常の太陽光パネルより高くなっておりまして、このタイプの太陽光パネルが約2.5メートルほどの間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、6枚目からは営農計画書でございます。太陽光パネルの下でタマネギを栽培する計画でございます。3年前の当初計画はフキでございまして、経験不足と雑草に負けてしまったとのことで育成が芳しくなかったため、今回はタマネギに作物を変更いたしました。タマネギは、譲受人の経験豊富な作物であり、申請地一帯でも多く生産されているため地域的にも適していると考えられます。

1枚おめくりいただきまして、営農に必要な農作業の期間でございますが、1年目は9月に播種、10月に作付、2年目に入り、2月に追肥、6月に収穫となります。2年目以降からは同じ作業のサイクルになりまして、3年間の計画となっております。利用する農業機械は、トラクターと管理機でございます。農作業に従事する者の農作業経験等の状況は、農作業歴、作付予定のタマネギの農作業歴ともに18年でございます。

1枚おめくりいただきまして、営農への影響の見込みとして生産に適した日照量の確保でございますが、先ほど土地利用計画図でご説明させていただきましたとおり、パネ

ルとパネルの間が 60 センチほどあいております。そのためパネルの面積の 3 分の 1 が太陽光が入り込むこととなりまして、陽性の分類とされているタマネギを生産するに当たっても心配ないと思われまます。

効率的な作業の実施につきましては、支柱の高さ、最低地上高 2.0 メートル、最高地上高が 2.3 メートル、間隔が 2.5 メートルとなっております、作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保についても、トラクター等の機械で作業するスペースについても十分確保されております。

下部の農地の単収につきましては、群馬県のハンドブックにより平均的な単収 10 アール、6,000 キログラムに対し、単収見込み 4,956 キロとなりまして、収穫が 82.6%となり、8 割を超える見込みとなっております。

1 枚おめくりいただきまして、現在の現地の写真となっております。この後に班長報告でもご説明がありますが、現地はご覧のとおりとなっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。続きまして、調査報告ですけれども、今回は第 2 班の調査ですので、調査班長の寺崎委員から報告をお願いいたします。

○7 番寺崎委員 それでは、報告させていただきます。事前調査報告第 2 班班長、寺崎正親。

農地法第 4 条許可申請審議ナンバー 1 について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は申請人と申請人の母親の計 2 名の出席でした。

質問 1 営農型太陽光の 3 年目の更新に当たって、作物を当初許可のフキからタマネギに変更したいとのことですが、フキの生育がうまくいかなかったのですか。また、その原因を教えてください。

回答 フキの苗を植え、できる限りのことをやってきましたが、最終的には根づく前に雑草に負けてしまいました。管理が不十分だったと反省しています。

質問 2 タマネギはどのようにつくる予定ですか。また、出荷先は決まっていますか。

回答 タマネギはマルチを敷き、雑草対策をしていくことを考えています。母親が別の畑でタマネギをつくって出荷しており、経験のある作物を選んでしっかり耕作を継続していきたいと思っております。出荷先は農協です。

質問 3 支柱に補強のための筋交いがついており、トラクターで作業をするには少し高さが足りないように感じましたが、効率的な作業はできるのですか。

回答 当初の作物では管理機で作業する計画でした。作物を変更するに当たり、トラクターの座席後部の安全バーを外したところ、架台の下に入ることができたので、今後はトラクターでも作業ができると考えています。

質問 4 申請地周辺には耕作していない農地があり、雑草の種が飛んでくるように思われます。また、申請地にも雑草の種がかなり入っているので、10 月から定植するので

あれば、今からしっかり土づくりを始めておいたほうがよいと思います。

回答 雑草対策を考えながら早目に土づくりをしていきたいと思っています。

質問5 3年前の営農型太陽光の許可を受ける際に説明をしていますが、継続して許可を得ていくには作物の品質を落とさず、周辺の同じ作物の収量の8割を満たさないと更新の許可が得られないことになっています。営農状況の改善ができないと太陽光パネルの撤去ということにもなりかねませんので、適正な管理をして頑張ってください。

回答 はい。わかりました。営農計画どおりに頑張りたいと思います。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 寺崎班長からの報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから質疑をお受けします。ということで、この件に関して、この質問5にもあるのですけれども、一番最後の質問であるのですけれども、以前のフキでは3年で許可していたのですよね。それで、余り結果がよろしくないということで今回タマネギになったわけですけれども、タマネギをこれから下でつくるわけなのですけれども、この間の事前協議でも委員さんからちょっといろいろな意見がございまして、太陽光の下でタマネギの玉伸びや、除草作業は、それは無論そうなのですけれども、タマネギの玉伸びがどうでしょうかねなんてと、そんな質問も出たのですけれども、今回、これでちゃんと除草してくればいいのですけれども、以前とまた同じような状態になると、また委員会のほうでも困るので、地元の委員さんによくご指導をお願いしますと、そんなことをお願いしたわけなのですけれども、きょうはこの総会の中で、今後の、これは3年更新でよいか、1年で様子を見てするかと、それを皆さんに判断していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○13 番井田委員 13番井田です。この更新前の3年間の間でフキの販売額というのは幾らぐらいあったかわかりますか。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局 フキの販売額につきましては、ゼロでございまして、毎年2月に事務局に報告を上げていただくわけなのですが、1年目につきましてはパネルの設置がありますので、1年目については報告がなかったです。それで、2年目、3年目と報告をいただいていたわけですが、1年目にはちゃんと植えつけましたという報告はいただいていたのですが、その後、事務局でも現地を確認したところ、余り営農状況はよくないよということで、3年後の更新を考えますと、今のままだと、更新ができませんという指導は事務局からもさせていただいていたのです。ただ、なかなかお母様と本人、本人は建設業も一緒にやっているということでなかなか手が回らなかったということで言いわけをしていたわけですが、どうしても営農状況が芳しくなかったということで出荷は今のところできていないという状態です。

○13 番井田委員 そうすると、2年目、3年目は一切もう作付はしなかったのですかね。

もう1年でだめだと諦めてしまつて。

○会長 はい。

○事務局 すみません、ちょっと追加の作付というのは確認はしていなかったのですが、昨年までは確かに雑草の中にフキは残ってはいたのです。残っていたので、ちゃんと管理して根づくようにしてくださいねという指導はしていたのですが、その後、今はちょっと次のタマネギを見据えてではないのですけれども、今はトラクターですか、半分除草が始まっています、今はフキがないような状態でございます。

○13 番井田委員 タマネギなのですけれども、実際パネルの下でどの程度、この計画書ではできるとはあるのですけれども。これは、例えばこの秋に定植をして、来年の5月なり、6月に収穫をして、その収穫を待つて3年更新か、隔年更新かというのは可能なのですか。

○会長 はい。

○事務局 今回の申請につきましては、その期間を途中で変えることはやっぱり難しいのです。申請人は、今回の申請につきましては、3年間で更新を望んでいるものの、ただ、事務局との話の中で箕郷での前例もありまして、耕作状況が悪い中で事前協議の中で委員さんのほうから3年間の更新は難しいよねという話をいただきまして、1年間でその耕作に対する意欲を確認して1年様子を見て、その様子を見た中でまた継続していくかどうかという判断をしていきたいと思いますということで、とりあえず1年間継続いただいたケースがあったのです。そこについても、そのときは同じフキで、フキを継続していくというものだったのですが、今回の申請につきましては、フキについては、やはりそこまで知識がないということで事務局と打ち合わせした中では伺っておりまして、では何がつくれますかと話をした中で、タマネギでしたら18年の経験があつて現に農協にも出していると。ただ、日陰の中で実際はつくったことがないということをおっしゃっていました。ただ、陽は、現地でも確認しているわけですが、結構、陽は入るのです。なので、パネルで隠れるからといってタマネギができないというわけでもないのかなとも考えておりまして、1年でちょっと一回営農状況を改めていただきまして、許可をとっていきましょうということで申請人とは話をしていきまして、今議案書には3年間で望んではいるのですが、話の中で、本人も更新が難しいというのは重々承知しておりまして、1年でもいいので今回は営農状況を改善いたしますので、1年間で修正していただいて更新を望みたいとはおっしゃっていました。

以上です。

○13 番井田委員 では、申請人も、1年でも一応構わないとは言っているわけですよ。

○事務局 はい。

○会長 本人には、その旨伝えてあるのですよね。

○事務局 そうですね。あと、この班長の聴き取りの際にも、そういったことで、質問5にもあるとおり、班長さんのほうから、そういったことの旨を申請人とお母様にお伝え



はしております。

○13 番井田委員 はい。わかりました。結構です。

○会長 ほかにどうでしょう。そういうことなので、今いろいろやりとりがございましたけれども、ちょっと本人には厳しいようですけれども、1年でやってみて、様子を見てきちんとできれば、その後3年でやってもらおうと。そんな感じで決めたいかどうかというところなのですけれども。どうでしょう、とりあえず1年であれですか、様子を見てみますか。

○7 番寺崎委員 7番、寺崎です。聞き取り調査のときにもいろいろ話をして、建設業もやっているということのできなかったのですけれども、今回は作物を変えて頑張るといふことなのですけれども、今まで、先ほど事務局からもお話があったように、箕郷のほうで1年という前例がありますので、今回は1年で様子を見て、うまく経営というか、作物ができていけば、また1年後に申請をしていただければ3年がとれるかなというふうに思いますので、今回は1年の更新がいいかと思えますけれども、よろしくお願ひします。

○会長 今、班長のほうからそのようなご発言があったので、3年という声が出ないので、ここは1年でちょっと様子を見て許可してやってみようかなと。それで、よろしいかどうか。皆さん、よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○会長 では、多数の声が聞こえたので、1年の許可としてやっていきたいと思ひますので。

では、よろしいでしょうね。

○全員 異議なし。

○会長 では、そういうことで許可相当とすることにいたします。

それでは、続きまして、一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、雑種地 858 平米と一体利用の申請でございます。

3番 農業用倉庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用倉庫の申請でございます。

4番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

5番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

6番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

7番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

8番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

9番 取り下げでお願いいたします。

10番 経営している美容室の敷地と一体で使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという宅地の敷地拡張の申請でございます、転用済みの畑 157 平米と一体利用でございます。

11番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます、こちら宅地 623.66 平米と一体利用の申請でございます。なお、こちら用途指定区分の近隣商業地域でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件につきましては、取り下げ1件を除く9件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局よりナンバー2からナンバー11までの説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。質疑を受けます。

9番は取り下げですね。9番を除いて、それ以外のものでも質疑を受けます。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1については事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料をご覧ください。

1枚目は位置図でございます。申請地は、図面中央の赤丸の中の薄い赤色で塗られている部分が申請地でございます、高崎市立箕郷中学校から南東へ約 600 メートル、箕郷総合運動公園、さわやか交流館から北東に約 700 メートルほどの場所に位置しております。用途地域の指定のある区域からほど近い立地となっております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。ホッチキスどめをされているほうが北の図面でございます。北を上に向けてご覧いただきまして、図面の中央やや右の赤色で縁取られている箇所が申請地でございます。申請地周辺の現況につきましては、農振農用地と宅地が混在しているような状況でございます。なお、農地種別区分につきましては、市街地の区域に近接する10ヘクタール未満の第2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりいただきまして、公図の写しでございます。ホッチキスどめされているほうが北向きの図面でございます。図面中央の赤色で縁取られている筆が申請地でございます。隣接する土地につきましては、南北が田、東西が水路に接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図及び給排水計画図でございます。図面の向きが変わりまして、横向きに見開いていただきますと、上が北の図面となっております。建売分譲住宅を4棟建築する計画でございます。東側の市道より申請地内に幅5メートル、長さ21.92メートルの位置指定道路を築造しまして、各区画から生活排水は浄化槽を通し、雨水排水ともに新設する位置指定道路の側溝に放流し、最終的には西側の水路に放流する計画でございます。給水につきましては、東側の市道水道管を設置する位置指定道路の地下に延伸しまして、各区画から取り出します。また、隣接境界には擁壁を設置する計画です。なお、新設する位置指定道路と排水路は各区画を購入した4軒が共有で所有していくこととなる予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目は土地造成図でございます。赤色で塗り潰されている箇所が盛り土する区域でございまして、今回の計画では申請地全体に10センチから50センチ前後の盛り土をすることとなっております。

1枚おめくりいただきまして、6枚目が建物平面図でございます。4棟とも同じタイプの住宅を建築する計画でございまして、こちらは1階の平面図でございます。

もう一枚おめくりいただきまして、7枚目が2階の建物の平面図でございます。6枚目とあわせてごらんいただければと思います。

さらに1枚おめくりいただきまして、最後のページが建物の立面図でございます。こちらは参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。それでは、寺崎班長から報告をお願いします。

○7番寺崎委員 それでは、報告させていただきます。

農地法第5条許可申請審議ナンバー1について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は、譲受法人の代表と代理人の計2名の出席でした。

質問1 申請地内に新設する位置指定道路は市に寄附するのですか。

回答 市に寄附はせず、各区画を購入する4軒で共有します。当社としては将来のこ

とを考慮して寄附をしたいのですが、市の担当部署からは受け付けていただけませんでした。

質問2 西側の排水路となる部分の幅と西側2軒の間口の幅はどれくらいですか。

回答 申請地内の西側に新設する排水路の幅は1メートルで、西側2軒の間口は約2.5メートルです。

質問3 土地の勾配の都合で、西側の水路に排水するのですか。

回答 勾配の関係もありますが、東側の水路は農業用水なので、排水を流すことができないため西側に排水します。

質問4 新設する道路から市道に接続する箇所は、水路をまたぐと思いますが、どのように施工するのですか。

回答 既存の水路は撤去し、新しいものにつけかえてふたをかけます。自社の自費工事ということで、箕郷支所建設課と協議済みです。

質問5 申請地の南側に隣接する農地は、現在も耕作しています。申請地に引っ越してくる方々と周辺農業者の間でトラブルにならないように、事前に両者へよく説明をしてください。

回答 南側の農地所有者には図面をご覧いただきながら開発の事業計画を説明し、同意を得ています。

質問6 申請地と南側の農地との境界はどのあたりですか。

回答 境界は法面の下です。そこに2メートルのL型擁壁を設置します。

質問7 申請地の全面に盛り土をすることですが、工事の際は相当の数のダンプが出入りすることになると思います。道路や隣接地に土砂等が流出しないように気をつけてください。

回答 はい。わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんより質疑をお受けします。今回、質問1の道路を市に寄附するのですかと、これは質問出た。これは回答いただきましたけれども、最近、建売分譲住宅は、よく市のほうへ寄附してもらって、後は市のほうで維持管理してもらって、そういうのが多かったのですけれども。市のほうも、維持管理が多くそういうところがあると大変だということで、こういう寄附を受けるということは余りできなくなったようです。それは、農業委員会の担当ではないのですけれども。そんな状況です。

ほかに皆さんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。

ないですか。よろしいですか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

それでは、続いて一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、歯科医院を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

8番 契約内容は売買、現在の住まいが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、保育園を営んでいるが送迎用の駐車場が不足しているため保育園に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

11番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら宅地 169.38 平米と一体利用の申請でございます。

13番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

14番 契約内容は賃貸借、事業拡大により資材置き場が手狭なため申請地を借り受けて資材置き場として使用したいという露天資材置き場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます。転用期間は平成 30 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までの 3 年間の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地 209.36 平米と一体利用の計画でございます。

16番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の祖父よ

り借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地 84.69 平米と一体利用の計画でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番、取り下げでお願いいたします。

23番 契約内容は使用貸借、携帯基地局建設に伴い隣接する申請地を借り受けて工事用地として使用したいという工事用地の申請でございます。こちら一時転用の案件となりまして、転用期間が平成 30 年 9 月 25 日から平成 30 年 12 月 30 日までの約 3 カ月間の申請でございます。

24番 契約内容は使用貸借、携帯基地局建設に伴い隣接する申請地を借り受けて工事用地として使用したいという工事用地の申請でございます。こちらにつきましても、一時転用の案件となりまして、転用期間が平成 30 年 9 月 25 日から平成 30 年 12 月 30 日までの約 3 カ月間となっております。

25番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は使用貸借、県外で暮らしているが地元に戻ることになったため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は賃貸借、高压電線の鉄塔を新設するため申請地を借り受けて工事用地としたいという工事用地の申請でございます。雑種地 926 平米、用悪水路 80 平米、公衆用道路 20.69 平米と一体利用の計画でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 5 月 24 日までの約 8 カ月間でございます。

28番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、用途指定区分があり、第 2 種中高層住居専用地域でございます。

29番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく妻が所有する申請地に夫婦共有の住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、次のナンバー32 が関連案件となっております。

32 番 契約内容は贈与、申請地を妻の叔母より譲り受けて隣接地に建築する住宅の排水管用地として使用したいという排水管用地の申請でございます。また、前のナンバー31 が関連案件です。

33 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。なお、宅地196.50 平米と一体利用の計画でございます。

34 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

35 番 契約内容は賃貸借、従業員用の駐車場が不足しているため会社に近接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

36 番 契約内容は売買、従業員用の駐車場が不足しているため施設に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

37 番 契約内容は賃貸借、学術的な埋蔵文化財試掘調査を行うに当たり調査用地として使用したいという埋蔵文化財試掘調査用地の申請でございます。なお、一時転用のため転用期間が定められております。は平成30年9月25日から平成33年9月24日までの3年間となります。

38 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家近くの申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40 番 契約内容は使用貸借、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の申請でございます。宅地188.17 平米と一体利用でございます。

41 番 契約内容は贈与、物置用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという物置用地の申請でございます。こちら用途指定区分の第1種中高層住居専用地域でございます。

42 番 契約内容は使用貸借、官舎住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43 番 契約内容は使用貸借、自宅の庭として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます。こちら宅地499.46 平米と一体利用の申請でございます。

44 番 契約内容は賃貸借、鉄塔の建て替え工事に伴い作業場として申請地を借り受け

て使用したいという工事用地の申請でございます。なお、本案件は一時転用の案件となりまして、転用期間が平成30年10月1日から平成31年5月31日までの8カ月間となっております。また関連案件といたしまして、次の45番が関連でございます。

45番 契約内容は賃貸借、鉄塔の建て替え工事に伴い作業場として申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。こちら関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請議案第1号ナンバー1番及び前の44番が関連でございます。

46番 契約内容は使用貸借、法人代表の土地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

47番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

48番 契約内容は使用貸借、法人代表の土地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

49番 契約内容は売買、寺の隣接地である申請地を買い受けて境内地として使用したいという境内地の申請でございます。

50番 契約内容は賃貸借、工場を増設するに当たり駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

51番 契約内容は賃貸借、工場を増設するに当たり駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

52番 契約内容は賃貸借、工場を増設するに当たり駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

53番 契約内容は売買、資材置き場が不足しているため会社に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

54番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては取り下げ1件を除く52件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局より一括して説明をしていただきました。

それでは、これより審議に入りますけれども、ナンバー50とナンバー52は3,000平米超なので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することになっておりますので、あわせてそれも審議いたします。よろしく申し上げます。

14番の一時転用のこれはいずれかはどこかに持っていってしまう、それまでにこれを借りるといふことなのか、どうなのだろう。

○事務局 事情を確認したのですけれども、いろいろなところを探してはいたのですけれども、今回見つかったのが青地のところで、転用のできないところということで、とりあえず一時転用で借りておいて、ほか見つければそちらのほうを使いたいということだ



の申請でございます。

○会長 多分そうだと思ったのだけれども。はい、わかりました。

ほかに、皆さんのほうからご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○会長 そうすれば、22番は取り下げなので、22番取り下げでそれ以外のものなのですが、50と52番は意見聴取ということでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

また、ナンバー50と52は意見聴取してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 続きまして、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は被相続人の長男でございます。相続開始年月日は平成29年10月7日でございます。なお、8月21日に岸吉郎委員さんと経営農地の現地調査を実施し、問題なく耕作されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械等につきましても、問題はありませんでした。

簡単ではございますが、説明を終わりにいたします。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。皆様もご承知だと思うのですが、この方、推進委員でも一生懸命やっているということで、皆さんのほうからご異議がなければ許可しようと、証明しようと思っているのですが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、適格として証明することにいたします。

続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 農地移動適正化あっせん事業に係る基準面積等について。

農地移動適正化あっせん事業に係る基準面積等について、次のとおり決定したいので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地移動適正化あっせん事業に係る基準面積等について。

議案書 31 ページ、32 ページをご覧ください。議案の説明に入る前に、農地移動適正化あっせん事業の概要についてご説明いたします。本日改めて皆様にお配りしたA4、1枚紙で左上に資料と書いてある書類をご覧ください。農地移動適正化あっせん事業は、農業委員会等に関する法律第6条第2項及び農業振興地域の整備に関する法律第18条に定められている事業でございます。

高崎市では数年あっせん事業を適用する事例はありませんでしたが、市内農用地所有者からあっせんに関する問い合わせがありました。まだ、あっせんの申し込みはありませんが、今後提出される見込みとなっております。

2の事業の流れをご覧ください。図の左にあります農用地所有者、または農業者から①、貸付・譲渡についての申し出を受け、農業委員会では②、「農地の利用調整活動」として農用地等の権利を取得させるべき者を探し、借入・買入先が見つければ、③、借入・買入の申し出をいただき、④、「農地の利用調整活動」として仲介いたします。最終的に、⑤のように、両者の間で基盤法19条、もしくは農地法3条に基づき権利の移動をすることとなります。また、借入・買入先が見つからない場合は、図にあります③以降の事柄は発生せず、申し出者に対してあっせん不成立の結果を通知するという流れになります。

あっせん事業では、農地の利用調整活動をするに当たり、事前に農用地等の権利を取得させるべきものの基準を定めておく必要があります。また、農用地等の権利を取得させるべき者が2人以上いる場合に備えて、あらかじめ優先順位を定めておく必要がございます。そのため、本日は、表1の「あっせんにおける農用地等の権利を取得させるべき者の高崎市農業委員会が定める基準面積等」及び表2の「あっせんにおける農用地等の権利を取得させるべき者が2人以上いる場合に優先順位を定めるため農業委員会が経営規模拡大の目標とする面積等」の値をご決定いただきたいというものでございます。

それでは、まず、表1についてご説明申し上げます。国が定める農地移動適正化あっせん事業実施要領では農用地等の権利を取得させるべき者の要件の1つとして、当該地域の農家の平均経営面積以上で、農業委員会が定める基準面積を超えるものであることという要件がございます。高崎市農業委員会としては、農業委員会が定める基準面積等は、高崎市内の全農地所有者の所有農地面積及び全畜産農家の飼養頭数の平均値が適切ではないかと考え、表1のとおり算出いたしました。ただし、肥育豚の飼養頭数については、平均値が2,423頭となり、高崎市が策定している農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の値を大きく上回ってしまい、過度な基準となってしまうため、この基本構想の値である1,500頭とさせていただきます。なお、この値は、農林課と協議して決められているものでございます。

続いて、表2についてご説明申し上げます。この表の値は、高崎市が策定している農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において定められている農業経営の指標の値をそのまま表にまとめさせていただいたものでございます。こちらの表は、農用地

等の権利を取得させるべき農業者が2人以上いる場合にあつせん順位を決める一つの基準となり、この値に近い農業者については順位が高くなり、離れるほど順位が低くなるというものでございます。

もう一度、資料をご覧ください。3、表2の具体例をご覧ください。貸付譲渡の申し出があつた土地が2ヘクタールの場合で、あつせん先の担い手が認定農業者A、認定農業者B、認定農業者Cの3名でそれぞれ作目が米麦、経営面積が認定農業者Aが10ヘクタール、Bが17ヘクタール、Cが6ヘクタールであつた場合、議案書32ページの表2の基準は個別経営体、認定農業者の営農類型、水稻、麦、大豆、経営面積13ヘクタールを使用いたします。あつせんで農地を取得した後の経営面積が基準に近い人から順に利用調整をすることとなります。具体例の図式のように、基準との差が1ヘクタールである認定農業者Aさんが1位、差が5ヘクタールの認定農業者Cさんが2位、差が6ヘクタールである認定農業者Bさんが3位となり、その順で利用調整をすることとなります。

事務局からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けします。今説明をしていただきましたけれども、このような事業内容で事を進めてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 よろしいですね。

○全員 はい。

○会長 それでは、続きまして、議案第7号 平成30年度農地等利用最適化推進施策に関する意見について。

平成30年度農地等利用最適化推進施策に関する意見について、次のとおり実施したいので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 平成30年度農地等利用最適化推進施策に関する意見について。

議案書34ページをご覧ください。1、概要になります。農地等利用最適化推進施策に関する意見につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、必要があると認められるときは、関係行政機関または地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善意見を提出しなければならないという規定に基づきまして、農業委員会の意見を関係行政機関等に提出を行うというものでございます。

次に、2番、今後のスケジュールについてでございます。この9月の事前協議、総会で募集についてのご審議をいただき、ご承認をいただけた場合には10月の事前協議の際に改めて農業委員さん、推進委員さんに意見募集のご依頼をさせていただくこととなります。

3の意見募集につきましては、皆さんからのご意見を11月の事前協議までにご提出をいただきまして、取りまとめの後、1月の総会にてご決定をいただき、4にあります提出先といたしまして、農政部へ提出予定となっております。

また、下の米印のところになりますが、皆さんご承知のこととは存じますが、この意見につきましては、農地等の利用の最適化の推進に関することということで、具体的には担い手への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進についてということでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんより質疑をお受けします。

このような内容で、皆さん、委員さんから意見を出してもらって、このようなスケジュールで行いますということなのです。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

続きまして、報告事項、第1号から第4号まで、それでは事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種中高層住居、ほか3件、計4件の4条届出につきまして書類審査を行い、適法であったため受理書を交付しました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は通路用地、用途指定区分は第1種住居、ほか40件、計41件の5条届出につきまして書類審査を行い、適法であったため受理書を交付しております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか3件、計4件の通知につきまして書類審査し、適法であったため受理をいたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

1番でございますが、こちら、すみません、先月の報告から漏れていたものでございまして、本来でしたら、先月報告すべきものだったのですが、報告から漏れておりましたので、今月に報告をさせていただきたいと思っております。

1番につきましては、こちら6月の総会にて許可相当としていただいた案件でございますが、開発のほうの協議がちょっと調わず、7月11日付で調いましたので、同日で許可書を交付しております。

また、2番につきましては、こちらは4月の総会の案件でございます。4月に総会において許可相当といただいたわけですが、こちらは、開発の残土のほうの調整が整わず、

8月7日に整いましたことから、同日30年8月7日に許可書を交付しております。

3番からが先月に許可相当としていただいた案件でございます。4条が11件、5条が64件でございます。そのうちナンバー16とナンバー46につきましては、3,000平米を超える案件でございましたので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可相当と回答をいただいております。その他の案件につきましても、他法令の関係が確認とれましたので、平成30年8月22日付で許可書を交付しております。

以上、報告を終わります。

○会長 報告が終わりました。

次に、その他ということで、事務局のほうから何かございますか。

よろしいでしょうか。

○事務局 はい。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第15回の農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時50分 閉会